

請求書等の提出締切日は毎月10日です（10日が週休日、祝日の場合はその直前の日とします）。
 10日までに支部に到着した請求書類のうち、不備がないものについてはその月の金融機関最終営業日に給付金を振込みます。
 締切日以後到着した請求書類については翌月以後の振込となります。

療養費等 提出書類一覧表

区分		対象者	請求書	添付書類
高額療養費	高額療養費の現物給付を希望する場合（希望しない場合は、病院等の窓口で一部負担金等を支払った後に、共済組合から自動的に給付する）	組合員及び被扶養者（原則：70歳未満）	限度額適用認定申請書	
	やむをえない事情により、組合員証（被扶養者証）を使用せずに病院等で受診したとき			「診療報酬領収済明細書」（レセプト） 「領収書」
療養費・家族療養費	海外で療養を受けた場合 ※「海外での治療」を目的として渡航した場合は支給対象とならない	組合員及び被扶養者	療養費・家族療養費請求書	「診療内容明細書（様式AまたはC）」 「領収明細書（様式B）」 「調査に関する同意書」 「領収書」 「海外に渡航した事実を証する書類（航空券、パスポート等の写し）」 ※様式A、B、C及び「調査に関する同意書」は共済組合指定の様式を使用のこと。 ※様式A、Cの表面は現地担当医、裏面は邦訳担当者の記載によること。また、記載を依頼する際には「健康保険用国際疾病分類表」を提示すること。
	輸血のために血液代を支払った場合			「輸血が必要であるという医師の証明書」 「領収書」
	治療上必要なコルセット等、装具を購入した場合			「医師の証明書」 「見積書」「請求書」「領収書」 ※靴型装具やインソールの場合は装具の写真も
	骨髄液等を搬送した場合			「搬送を必要とする医師の意見書」「搬送経路等の内訳書」「領収書」
	医師の同意を得て柔道整復、あん摩マッサージ、はり、きゅう等の施術を受けた場合 ※受領委任契約を結んでいる柔道整復師の場合は現物給付と同様の取り扱いとなる			<柔道整復師の施術> 「診療報酬領収済明細書」「領収書」 <あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術> 「医師の同意書」「領収書」等
	治療上必要な弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ及び弾性包帯を購入した場合 ※支給対象・回数や支給額に制限有り			「医師の弾性着衣等の装着指示書」（装着部位、手術日等明記したもの） 「領収書又は費用の額を証する書類」
	小児の弱視、斜視、及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合（注1） ※支給額に上限有り	被扶養者（9歳未満）	「領収書又は費用の額を証する書類」 「保険医の治療用眼鏡等の作成指示等の写し」 「患者の検査結果」 ※患者の検査結果については、作成指示書等に、その時点の視力が記載されていれば不要	

(注1) 〔5歳未満の小児に係る治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が1年以上ある場合のみ支給対象。
 〔5歳以上の小児に係る治療用眼鏡等の更新については、 // 2年以上 // 〕